漢代の徭役制度

西村元佑

はしがき

漢代の役制は初めは秦代の制度の繼承であつた。而し前漢文帝の時に、晁錯の進言によつて、大きく變革されてからは、漢代獨自の制度が確立した。この改制の前と後との相異を區別せずに、漢代の役制一般を取扱うと、全く分り難いものになつてしまう。本論はこの點を明かにして、秦制と漢制との全貌を抽出することにつとめた。

又漢代になつて、役制が改革されねばならなかつた理由、並に徭役免除の問題についても、若干の私見を述べることとした。但、此問題に關しては資料が極めて少いために、制度の內容についての豊かな知見が得られないのは殘念である。

一　兵役

漢代の徭役は男子二十三歲より五十五歲までの間に人民全部に課せられた義務であつて、この徭役負課對象となる男子を指して正（正丁の意）と言つた。正丁は戶籍に自己の姓名を著傳してその存在を明かにし、國家の課役及び課稅の對象となつたのである。今此處で問題とするのは主として課役の面であつて、漢代の正規の課役には兵役と力役との兩者があつたが、順序として先づ兵役について述べ、次に力役に移ることゝする。

漢代の兵役は徵兵制度であつて、國內の警備に當る者を正卒と稱し、國境警備に當る者を戍卒又は屯戍と稱したのである。正卒とは二十三歲にして正丁となつた者が、最初

の一年間衞士として首都長安に番上し、衞尉指揮の下に天子の宮城並に諸官廳の守護に當り、この任務が終了すると、更に次の一年間、各自所屬の地方において、縣尉指揮の下に地方の警備に當る者の謂である。但、地方警備の場合はその地方の事情により、又本人の素質の如何によつて、弓技を專門に習得する材官。或は騎馬を專門とする騎士。又は水戰を專門とする樓船（主として南部地方）等の各兵科に分類されて各々その部署についたのであるが、之を要するに、正卒は中央地方の警備に當ること前後二ヶ年で一應その任務を終了する譯である。

この正卒の役は人民の全部が悉くこれに當るものではなく、一應、兵卒としての体格上の條件があり、漢律に述べられた樣に、[2] 身長六尺二寸に滿たざる者は罷癃と稱して兵士となる資格がなかつたのであり、又漢官儀に述べられた材官の場合などの樣に、[3] 材力武猛者卽ち武士に適當な素質を具備する者に限られていた。從つて兵士には當然人員に制限があつた譯で、[4] 正丁の何割かの者がこれに當つたものと見做される。

又一旦衞士、材官、騎士等となつた者は、每年八月に都試、卽ち郡における文武長官の大査閲を受けることゝなつて居り、五十六歲になつて正丁の任務を終るまでは常に武伎を怠ることなからしめたのであるから、畢竟、衞士等となつて兵士としての資格と義務とを持たされた者は、正丁の全期間を通じて兵卒として國家の警備に當る任務を負わされる譯である。故にこれを正卒と稱して他の一般人民の更卒の役と區別する所以である。そして正卒は五十六歲になつてその任務が終了すれば、亭長となつて鄕里の警備に當る資格を與えられたのであつて、この點でも他の一般庶民とは異つた名譽と地位とを保證されていたことになる譯である。勿論この亭長は選擧によつて就任するのであるが、若し選に漏れて亭長とならずとも、一般人民と較べて一段階上の位置に置かれたものと見るべきであろう。そしてこの正卒の制度は、後漢に至つて郡國の警備の任務のみが除かれた以外は、漢代を通じて變ることがなかつた。

以上は正卒についての概略を如淳の註說や漢官儀、漢舊儀、漢儀註に基いて述べたもので、これらの諸說の意見の間には何等の矛盾も見當らないから、これを以つて漢代正卒の實態を表わすものと見做して差支えなかろう。

次に國境警備の任に當る戍卒であるが、その服役期間は漢初においては一年間であつた。[5] 然るに廣大なる支那大陸の各地方から遙々國境地帶に派遣されて、夷狄來襲の危險に迫られ、北邊の寒風にさらされながらその任務を果すことは、人民にとつて非常に大きな苦痛であつたのみならず、國境警備に不慣れな一般人民を以つて、慓悍練達の匈奴騎馬兵に對抗せしむることは、國防上の見地からも策を得たものではないから、文帝の時(文帝十三年。B・C・一六七)晁錯の上言に據り戍卒服務の規定を改めて、國境の守備には募兵を以つて當らしめ、これを國境警備兵として專門的に習練を積ませることに主力を注いだ。晁錯の上言は以下の立論にとつて重要であるから、その內容を摘錄すると、

「陛下幸いに邊境を憂い。將吏を遣わし卒を發し以つて塞を治むるは。甚だ大惠也。然るに遠方の卒をして塞を守らしめ。一歲にして更せしむるも。胡人の能を知らず。常居者を選びて。家室に田作し。具さに以つて之れに備え。便を以つて之と爲すに如かず。……廼ち皐人及び免徒復作を募りて之れに居らしめん。足らざれば。丁奴婢を以つて皐を贖い。及び奴婢を輸して以つて爵を拜せんと欲する者を募らん。足らざれば。廼ち民の往かんと欲する者を募り。皆高爵を賜い。其家を復し。冬夏の衣を予え。食を廩し。能く自ら給すれば止めん。……陛下之時を以つて。民を徙して邊に實し。遠方をして屯戍之事亡からしめ。塞下之民をして父子相保せしめ。係虜之患亡から使めば。利は後世に施き。名は聖明に稱わん。其れ秦の怨を民に行うと。相去ること遠し矣。」

「上其言に從い。民を募りて塞下に徙す。」と。[6]

文帝十三年の戍卒令の廢止は、[7] この上言に應えてなされたものであることは言うまでもない。かくしてこれ以後は應募の民を國境地方に徙して警備に當らせるのを本体とした樣である。

曹魏の如淳は戍卒令廢止以後の狀態を述べて

「天下の人。皆戍邊に直ること三日。亦名づけて更と爲す。律に所謂繇戍也。丞相の子と雖も亦戍邊之調に在り。人人自ら三日の戍に行く可からず。又行く者は當に自ら戍すること三日にして。往きて便ち還る可からず。因りて更り住み。一歲に一更す。諸の行かざる者は。錢三百を出して官に入る。官以つて戍者に給す。是れを過更と爲

す也。……食貨志に曰わく。……一歲屯戍。一歲力役。古に三十倍なりと。此れ漢初。秦の法に因りて之を行う也。後遂に改易し。謫して乃ち邊に戍すること一歲なる耳。……」と。[8]

漢朝も最初は秦の法制を踏襲して屯戍の役を一年間としたが、後に改制して刑罰としての謫戍にのみ一歲屯戍の制度を用いることゝし、その他の一般人民に對しては、屯戍の實役は三日間とし、これも決して强制的なものではなく、金錢を納めて實役を免除されたことを指摘している。この出錢免役の制度、即ち過更の制度は役制と稅制との巧妙な配置轉換であつて、廣大な地域の統治を貫徹する漢帝國の性格上、極めて適宜の處置と言える。かくして晁錯の上言及び文帝の戍卒令廢止と、如淳の所謂、過更制とは、相前後して改制以後の國境警備兵役の實情をよく傳えていると思われるのである。それ故に其後の中國の諸注家も大体如淳の意見に從つているのである。[9]

然るに濱口重國氏は漢代を通じて戍邊の役は一年間で、これは改制されることなく、又本役は全民丁に等しく課せられた義務であつたと述べ、その理由として、㈠漢書蓋寬饒傳に、彼が司隷校尉の高官に在りながら、自分の子弟は必ず邊戍に赴かしめたこと。㈡晁錯の上言に依り、文帝十三年に戍卒令は一旦廢止されたが、やがて復置されたと思われる事實が數多く存すること。㈢晁錯は邊戍の勤務は一年間でさえ短いと言つていることを想い起せば、期間の延長の試みられることはあつても短縮の行われる筈はないこと。の諸點を指摘していられる。[10]

さて濱口氏の所論中、㈠蓋寬饒の挿話は氏も述べていられる樣に、特殊な事例として暫く論外におくとして、㈡の點については精細に究明せなければならない。この點が明かになれば、㈢は自ら解明する問題である。

乃ち濱口氏が文帝十三年に戍卒令は一旦廢止されたけれども、やがて又復置された事實として指摘されるものは、大体漢代を通じて、人民を徭役として一年間國境守備に使役している實例が文帝以後においても立派に存在することであつて、次にその二・三の例を示すと、

漢書景帝紀。後二年の條に、

「春。匈奴雁門に入る。太守馮敬。與に戰い死す。車騎材官を發して屯せしむ。」

と述べ

同宣帝紀。神爵元年の條に

「西羌反す。三輔。中都官の徒の刑を弛め。及び應募の佽飛射士。羽林孤兒。胡越の騎。三河。潁川。沛郡。淮陽。汝南の材官。金城。隴西。天水。安定。北地。上郡の騎士。羌騎を發して。金城に詣らしむ。」

と述べ

桓寛の塩鐵論卷七。備胡第三十八には

「今山東の戎馬甲士にして。邊郡に戎する者。絶殊遼遠。身は胡越に在り。心は老母を懷う。」

と言うものである。

右例の示すところに據れば、戍卒令廢止以後において、募兵以外に一般民丁も亦國境警備に廻されたことは事實である。然しよく注意して見ると、此等の民丁は何れも材官。騎士。或いは材官。騎士の名は付かずとも、當時の概念に從えば所謂正卒に該當するものであつた。

其處で次の結論に達する。即ち正卒として二年間服役することは、漢代を通じて一貫した制度であつたのであり、この二年間に衞士として首都に勤務し、或いは各自の地方において警備の任に當るのが通例であつたが、非常の際には右例の示す如く國境警備の屯戍に配當されることもあつた。從つて屯戍の兵役は、文帝十三年の戍卒令廢止以前においては廣く全民丁の必須の義務であつたが、戍卒令廢止以後においては主として募兵と兵籍に在る正卒との任務となり、國境警備には專ら熟練せる專門兵を以てこれに充當したものと見て差支えない。然らば兵籍に在らざる一般民丁は原則として國境警備に當ることなく、その代償として過更錢年額三百錢を出したのであり、[11] 國境警備のことは全て官費で賄われたものと考えられる。この事を明かに立證するものが、漢書食貨志に引かれた王莽の所謂「漢氏……常に更賦有り、罷癃も咸出す。」と言う更賦の制度の存在である。

然らば如淳の所謂、舊來の屯戍一年を改めて三日間とし、而も實際には各地方から一々國境地帶まで毎年三日間の勤務に服する譯には行かないから、官役に服する代償として民丁をして各々三百錢を政府に納入せしめ、政府はこの財源によつて傭兵を養つて專ら國境警備の任に就かしめたと言う說は、たとえその三日間と言う實日數に若干の疑問を

容れる餘地があるとしても、要するに戍卒令そのものの廢止と表裏をなすものであり、その代償たる過更錢の徵集は、王莽の指摘した更賦の制度と結び付くものであつて、これらの事實は相前後して如淳說の妥當性を立證するものと言わねばならない。

又一方漢王朝があの廣大なる中國全土を完全に支配し得た所以のものは戰國以來發達し來れる貨幣經濟の支配に負うところ大であり、その支配の最高頂に達したと見られるのが前漢武帝時代であり、その前夜とも言うべき文帝時代に國境守備の重大任務を、從來の一般人民の徭役としての屯戍のみに賴らず、その大部分を傭兵制に切り換えて、熟練した專門兵を以てこれに任じ、漢王朝の實力の根源とも言うべき貨幣經濟の裏付けによつて運營して行つたことは正に至當と言わねばならない。

漢書晁錯傳に述ぶるところに據れば、これら應募兵は一般人民の嫌う國境警備の任に當る代りに、家族全員の徭役免除の特典に浴し、且つ高い爵位を授與されることになつていたのであるから、飽に一般人民とは異る待遇を受けたものと見なければならない。勞榦氏の論文[12]に擧げられた漢簡を見ると、騎士(正卒)=これは徵兵制であり、國民の當然の義務である。=の籍貫には

昭武騎士、市陽里、儲壽。(居延簡、五六〇、二七)

鱳得騎士、安定里、楊山。(居延簡、五六〇、一二)

破羌騎士、並廷里、輔憲十四。(居延簡、五六四、一四)

氐池騎士、大昌里、孫地。(居延簡、五六〇、二六)

とあるに對し、

戍卒(及び田卒=これについては後に讓る)の籍貫には

戍卒、淮陽郡、苦中都里、公士、薛寬、年二十七。(居延簡、六五、一)

戍卒、梁國已氏、顯陽里、公乘、衞路人、年三十。(居延簡、五〇、一八)

戍卒、張掖郡居延、昌里、大夫趙宣、年三十。(居延簡、三七、二)

戍卒、張掖郡、居延、當韭里、大夫、段則、年三十五。(居延簡、一三三、九)

とあつて、爵位を載せて居り、その爵が大夫、公乘など、相當高爵である事實は、戍卒が應募制であり、晁錯の意見

に『廼ち民の往かんと欲する者を募り、皆高爵を賜い……」とあるのを、政府が實行した證左である。

又戍卒のみならず、正卒をして屯戍に當らしめたことは、とりも直さず國境警備の强化を物語るものであり、漢王朝が匈奴大遠征を行つた前夜における對外軍事力の强化を物語るものと見られるのである。邊境の警備が一般民の唯の徭役として行われるのではなく、熟練した專門兵士たる正卒の騎士と募應の職業軍人たる戍卒とによつて行われ、これが國家の經費によつて賄われていたことは、

漢書王莽傳に、「邊兵二十萬人。衣食を仰ぐ……」

とあるものによつて明かであるが、勞榦氏によれば、漢簡では王莽以前から戍卒の衣食が官給であつたことが證明されている。[13]

これ亦、晁錯の「冬夏の衣を予え、食を廩し……」と言う意見の行われた證據である。

本項の最後に當つて、兵役問題一般について、勞榦氏の述べられた諸説の中、本項に關連する二三の事柄について、余の考えをまとめておくこととする。

勞榦氏は衞士は戍卒であつて、（戍卒と言つても、邊郡の戍卒たる屯戍と同一と言えるか何うかは疑問だと氏は斷つているが）正卒ではないとしている。[14]がこれには賛成出來ない。と言うのは勞榦氏の掲げた資料の内容が何れも正卒の役であつて戍卒とは考えられないからであり、勞榦氏自身の解釋にも疑義がある。[15]

又勞榦氏が漢簡研究から得た結論では、騎士（正卒）はその籍貫が全て邊郡の人であるに對し、戍卒は少數の邊郡者の例を除いては、全て内郡出身者である。[16]

これは一見奇異の感を受けるが、然しよく考えると、國境警備兵たる戍卒が、内郡出身者であつたと言うことは、却つて募兵制であつたことを裏書きするものであり、又戍卒が大部分關東の人であつたと言うことは、[17]その直接の理由については、正史に何の記事も見當らないけれども、大体、次の様な事情、即ち、戰國以來、漢初に至る間、關東地方には人口が壓倒的に多かつたこと、而もそれ等の人口が商業の隆盛、都市の繁榮に深く關連していたことは、先に宇都宮清吉氏の西漢時代の都市に關する研究に指摘されたところで、[18]これが武帝の抑商政策の結果、商業が不振に陷り、この地方に發生した大量の失業者が戍卒に應募した

のではないかと言う推測も一應成立する。

これに對し、正卒の騎士が邊郡出身者であつたことは、その土地の人を徵兵制によつて出動せしめたことを物語つている。卽ち徵兵制によつて、その地方の者が出動し、その郡の太守及び都尉の管轄下に入るのが、漢代正卒の通則であつたからである。

役が夫々の地方において、その地方の特殊性に應じて課せられたことは漢代を通じての現象で、西北邊境地帶は特に匈奴の騎馬兵に備えるために騎士が、南方の水地では水戰の必要から船樓が、その他の山地では材官が徵發されたことは漢官儀に述べるところであるが、後漢になると、對外的に軍事活動の特に激しかつた西北邊境地帶が兵役の徵發も多く

西北地帶は役多し。[19]

とか

關西諸郡頗る兵事に習う。[20]

とか言われているのは、この原則が漢末まで行われたことを示している。

以上要するに、如淳說が、當時の實情を背景とする相當信賴すべき意見として受取られるのである。但、如淳が戍卒令廢止後において、一年の屯戍が刑罰としての謫戍以外には、全然廢止されたとしているのは、正卒が國境警備の任に當つたことや、志願兵の存在したことを輕視するものであり、此點、聊か不備の譏を免れ得ないであろう。

二　力　役

力役については一般民丁に均しく課せられる更卒の役なるものがあつた。これは一定の期間更代で服役すると言う意味で更卒と言つたのである。而しこの制度も秦代と漢初においては數年目に五ヶ月間服役することになつていたが、[21]前漢武帝の頃になると、一人毎年一回、一ヶ月服役の制度に改制されたのである。又右の更卒の外に一年間の力役があつたと見られるが、このことについては少々問題があるので、以下暫くこれが解明を試みつゝ秦漢力役制度全般についての余の意見を述べることゝしよう。

更卒の外に一年の役が課せられたと言うことについての典據は、

漢書食貨志所收、董仲舒の上言に所謂「一歲屯戍。一歲

力役。」とあるのが唯一のものであつて、これ以外には何一つ此事に關しての記載がないので、濱口重國氏は一年間の力役の如きは存在しなかつたと言う見解を持していられるが、[22] 而し董仲舒の上言の內容を檢討すると、尙お二三の疑問が存するのである。

先づ董仲舒上言に述べられた實日數の上から考えると、上言には、

「古者……民を使うこと三日に過ぎず。……秦に至りては則ち然らず。商鞅之法を用い。帝王之制を改め。……又月を加えて更卒と爲し。已に復た正と爲り。一歲屯戍。一歲力役。古に三十倍なり。」

と言い

この文面については色々訓み方があつて議論があるが、[23] 今その一々を擧げることは煩わしいからこれを避けるとして、要は實日數の上から見て、昔は人民を實役に使うことが一年間に僅か三日間であつたのに、秦代においてはその三十倍になつたと言うのである。乃ち服役の實日數について計算すると、秦代の徭役は三日の三十倍で九十日となり、一年間に約三ヶ月の服役義務が課せられたと言うことになる。秦代の徭役服務期間を漢代のそれに準據して二十三歲から五十五歲までの三十三年間、とすれば、一年間に九〇日の役は三十三年を通じて二九七〇日の役となり、その中から正卒の二年間（七三〇日）を差引いた殘りの二二四〇日を三十一年間に配當すると、五ヶ月（一五〇日）の更卒の役が約十五回。卽ち二年に一回の割で廻つて來ることになる。これでは農民として肝心の農業生產に從事する期間が著しく傷がれることゝなり、秦の農本的國家財政の立場から見ても容易に承服し難いものとなる。故に今假りに秦の力役を古の二十倍として計算すると、正卒の二年間を除いた他の三十一年間において、五ヶ月の更卒が八・三回。卽ち大体四年に一回の割で廻つて來ることゝなつて、[24] これなれば當時の實情としてあり得べきことゝ思えるから、董仲舒上言の「三十倍於古」は或は「二十倍於古」の誤かも知れぬ。而し古の三十倍、或は二十倍の何れを取るにしても、正卒の服役期間二ヶ年を差引いた上で右の樣な推定が下せるのであつて、もし正卒の二ヶ年、或いは正卒でなくともこれに匹敵する何等かの名目での二ヶ年の服役期間を引き去らなければ、秦代の徭役は合點の行かぬ程過重なも

のとなり、問題は一層難解となつて來る。[25]

次に正卒との關係から考えると、正卒とは兵役を指すものであつて、漢官儀及び漢儀註に所謂、一歳、衛士と爲し。一歳、材官、騎士、樓船と爲すと言うものに該當し、前後二ヶ年間、兵卒として勤務するものであるが、今秦代の徭役の實日數が昔の二十倍又は三十倍と言われて居り、その中に二ヶ年の正卒を當然含むものと考えて前述した樣な結論を得たのであるから、若し正卒の役に服しない者、即ち兵士としての素質を具備しない一般民丁の徭役の場合は、正卒二ヶ年の役に相當する期間が如何なつていたかと言うに、私はこれが董仲舒の所謂「一歳屯戍。一歳力役。」に當るものと考えるのである。乃ち兵士としての素質ある所謂材力優秀なる者は、正卒として二ヶ年間中央、地方の軍務に服從し、兵士としての素質を具備せざる一般民丁にあつては、國境警備のために戍卒として服務すること一ヶ年。更に中央或は地方の雜役に服務すること一ヶ年。合計二ヶ年間服務したものと考えるべきである。

以上要するに秦代の徭役は、兵士は正卒二ヶ年。一般人民は正卒相當期間を戍卒及び力役に服務すること合して二ヶ年であり、誰彼なしに如何なる形にせよ一度は二ヶ年間の官役に服することが全國民の義務であり、その後は數年に一回の割で五ヶ月の更卒の役に服したのであり、此等を一切通算して秦代徭役の服務日數が古昔の役の三十倍（二十倍の誤ならん）になると言うのが董仲舒の上言の內容である。そして秦の國家的大土木事業たる阿房宮の造營や萬里の長城の築造等は、如上の徭役制度中でも特に一年間の力役に負うところ大であつたろうと考えられる。勿論これが五ヶ月の更卒によつて行われたこともあろうけれども、董仲舒の上言に「一歳屯戍。一歳力役。」の制度のあつたことが明言されてあり、これが恰も正卒の二年間と對照的なものであり、又實日數の計算の上からも「一歳力役」の制度の存在は當然推測され得る。畢竟、董仲舒は秦代の徭役制度について、正卒の役も、更卒の役も、ひつくるめて總括的に述べたものと解釋される。

後漢書百官志に引かれた荀綽の注に

秦は古制に依る。……其の人を帥いる皆更卒也……左庶長より大庶長に至る、皆卿大夫、皆軍將也。將いる所皆庶人更卒也。故に庶更を以て名と爲す。

と言うものは秦代徭役制度の實情をよく表わしている。

秦代の徭役制度はそのまゝ漢初にも踏襲されたのであるが、最初は數年に五ヶ月間であつた更卒の服役がその後毎年一ヶ月間に改制されたのであり、[27] このことについては濱口重國氏も指摘された樣に、史記郭解傳の記事から見て武帝の茂陵營造の際（B・C・一三九）には既に新制度になつて居り、[28] それ以後漢代を通じて永く本制度が行われたのである。そしてこの更卒五ヶ月制から一ヶ月制への改制は恐らく戍卒令の廢止と相表裏するものであり、又同時に力役一年制の廢止をも伴うものであつたろう。乃ち兵役としての正卒二ヶ年は秦漢を通じて一貫した制度であるが、これに匹敵する一般民丁の二ヶ年の徭役の中、一ヶ年の屯戍の役は國境警備の重要性から兵役の範疇に入れられて次第に專門化し、又一方、一ヶ年の力役と五ヶ月の更卒とは全部これを廢して一樣に毎年一ヶ月の更卒のみとして了つた。從つて改制後においては、一般人民として果すべき實役は一年に一ヶ月の力役のみとなつた譯であり、著しくその負擔を輕減されたものと見做されるのである。

然らば漢王朝が何故にかゝる改制を行つたのかと言うに、一般人民の徭役負擔を僅か一ヶ月に輕減し、それ以外の時期においては人民を擧げて農業生産に沒頭せしめて國家財政の基盤たらしめ、その代りこれまで一般民丁の義務たりし一年の屯戍と一年の力役とは、租稅の加徵によつて埋合わすことゝしたのである。この徭役免除稅とも言うべき新稅に當るものが更賦の稅制であつて、國家はこれによつて常備軍の養成につとめ、中央の土木事業の如きも主として傭人によつて事を處理したものと思われる。故に兵役の項において述べた文帝十三年の戍卒令の廢止は、漢代徭役制度全般にわたつての大變革を伴うものと考えられる。

かくして以下秦漢力役制度の沿革並びに兵役力役の相互關係を要約すれば、(一)秦代と漢初では、律說の如く數年に五ヶ月の更卒の役が課せられたが、後に改制されて毎年一ヶ月となり、以後永く漢代の通制となつたのである。(二)正卒の役は、董仲舒上言に「月を加えて更卒と爲し。已に復た正と爲る。」と言つてある所から見れば、秦代と漢初にあつては、兵籍に入つて正卒となつた者も亦重ねて更卒の役を課せられたものと見られる。而し正卒は毎年一回大査閱に出動せしめられたのであるから、時には更卒の役を免

除されたことがあるかも知れない。兎に角、更卒五ヶ月時代の間は、正卒と更卒との間には截然たる區別は存しなかつたであろう。(三)一般民丁の更卒が毎年一ヶ月制となつてからは、兵士たる正卒は毎年八月大査閲を受けるのであるから、この正卒が重ねて一ヶ月の更卒として力役に服することは當然除外されたものと見て良かろう。從つて正卒はこれ以來、兵役として獨立し、力役と切離されたものと言える。[29](四)かくして最初は正卒と更卒とは同一人が兩役に服務したこともあるが、改制以後においては、兩者は全然別人が當つた譯である。[30]

何れにしても、秦制と改制以後の漢制とを比較すると、その日數においては漢制の方が遙かに輕減されている。

勿論、漢代では上述した正規の役の外に臨時の役も度々、隨所に課せられている。又官吏も人民を使役する權利があつた。

後漢書郡國志[31]に光武帝が前漢時代の郡國十、縣邑道侯國四百餘を削減した理由として「官多ければ役も煩重であるからだ」と述べているのは、官廳のある所、全て徭役があつたことを物語るものであり、かくして人民は正規のものの外に二重三重の徭役に苦しんだのである。この方面のことに關しては正規の役と同じウェイトをもつて考察されねばならない。特に後漢末においてはこのことが重要であるが、今は省略する。

① 漢書卷一上。高帝紀二年五月「漢王滎陽に屯す。蕭何、漢中の老弱未だ傳せざる者を發して、悉く軍に詣らしむ。」の如淳註に漢儀註を引いて

「民年二十三を正と爲す。……又曰わく。年五十六にして衰老す。乃ち免じて庶民と爲し。田里に就くことを得。老弱未だ嘗て傳せざる者をして皆之を發せしむとは。未だ二十三とならざるを弱と爲し。五十六を過ぐるを老と爲す。」

と述べ、

顏師古の註には「傳とは著也。名籍に著わし。公家の徭役に給するを言う也。」と述べている。

尙お西田太一郎氏が、正を正丁の意と解せられたのは正しい。(東洋の社會と文化。第一輯。「漢の正卒について」

② 漢書卷一上。高帝紀。二年五月の條。如淳註引。漢律。

③ 後漢書卷一下。光武紀。建武七年三月丁酉の詔の註引。

④ 後漢書卷一下。光武紀。建武七年三月丁酉の詔の註引。漢官儀に曰わく。高祖天下郡國に命じ。能く關蹶張を引き材力武猛なる者を選ぶ。……各、員數有り。

⑤ 漢書卷四九。晁錯傳。「遠方の卒をして塞を守らしめ。一歲にして更す。」

⑥ 漢書卷四九。本傳。
⑦ 史記卷二二。漢興將相年表。孝文十三年の條。
⑧ 漢書卷七。昭帝紀。元鳳四年春正月の條。如淳註。
⑨ 唐の杜佑。宋の馬端臨。明の邱濬。程樹德。等。
⑩ 東洋學報一九の三。「踐更と過更——如淳說の批判」通卷三七〇頁以下。
⑪ 漢書卷七。昭帝紀。元鳳四年春正月の條。如淳註。
⑫ 國立中央研究院。歷史語言研究所集刊。第十本。勞榦氏論文。「漢代兵制及漢簡中的兵制」
⑬ 前揭論文。〔壹〕論正卒。(己)正卒的編制及び、〔貳〕論戍卒。(丙)漢簡上的戍卒。
⑭ 漢書七二。貢禹傳「又言う。諸離宮及び長樂宮の衞、其大半を減じて、以て繇役を寬にす可し。……天子……建章、甘泉宮の衞卒を省く……」

漢書七四、魏相傳「河南の卒、中都官に戍する者、二三千人。(師古曰く。京師諸官府に來つて戍卒と爲る。今の衞士の上番して諸司を分守するが若し。)顏師古は戍を戍卒としているが、此場合の戍は動詞であり、これを所謂戍卒と混同すべきではない。

漢書七七、蓋寬饒傳「衞卒數千人。皆叩頭して自ら請うらく。願わくは復た留まり、更を共にすること一年。以て寬饒の厚德に報いん。(師古曰く。更は猶お今の上番と言うがごとし)

以上の諸資料において「徭」。「戍」。「更」。とあるからとの理由だけでは、戍卒であつて正卒ではないと斷定出來ない。本文先揭の資料に「車騎材官を屯せしむ」とか「山東の甲士……邊郡に戍す」とあるのも同樣である。

⑮ 勞榦氏の擧げられたもう一つの資料たる漢書五一、賈山傳は、文帝卽位當初の記事を載せて居るが、この中に「陛下卽位。親自勉以厚天下。損食膳。不聽樂。減外繇衞卒。省廐馬。以賦縣傳。……」とある外繇衞卒は外繇と衞卒の意であり、外繇卽衞卒の意ではないから、この文を以つて外繇が衞卒と同一のものと見做すことは出來ない。從つて、この資料を以つて衞士が戍卒であつたことの實例とすることは出來ない。
⑯ 前揭論文、〔壹〕論正卒、(甲)籍貫上正卒戍卒的區別。
⑰ 前揭論文。〔貳〕論戍卒、(丙)漢簡上的戍卒。
⑱ 宇都宮淸吉氏論文、「西漢時代の都市について」東方學、第二輯
⑲ 後漢書、和帝紀、永元十三年の條。
⑳ 後漢書卷一〇〇、鄭太傳
㉑ 漢書卷七。昭帝紀。元鳳四年。如淳註引、律說。及び尉律。「律說にいう。卒の踐更者は居る也。更縣中に居る。五月にして乃ち更する也。後尉律に從い。卒の踐更は一月。休むこと十一月也。」
㉒ 市村博士。古稀記念論文、所收。濱口重國氏論文。「秦漢時代の徭役勞働に關する一問題。」
㉓ 東洋學報。一九の三。濱口重國氏論文。「踐更と過更。——如淳說批判。」

又加レ月爲二更卒一。已復爲レ正一歲。屯戍一歲。力役三十二倍於古一。

東洋の文化と社會。第一輯。西田太一郎氏論文。「漢の正卒について。」

又加月爲二更卒一。已復爲レ正。一歲屯戍。一歲力役。三十二倍於古一。」

董仲舒上言を濱口重國氏の樣に訓んで了つては正卒の期間が一年間となつて、漢官儀や漢儀註の正卒二年と矛盾し、又力役のみが古の三十倍となるが、氏はこのことについての説明は全然されていない。董仲舒上言の訓み方は更卒の部分を除けば西田氏の方が正しい。

㉔ 古昔の徭役は一年に三日であり。その二十倍は六〇日。これを正丁三十三年間に通算すれば一九八〇日となる。その中から正卒の二ケ年即ち七三〇日を引くと一二五〇日となり。これを三十一年間に配當すると、五ケ月（一五〇日）の更卒は八・三回廻つて來ることになるから大体四年に一回の割である。

㉕ 「古の三十倍」と言う上言の語句を單なる一修辭として片付けて了えば別問題であるが、かゝる態度は一應非科學的なものとして避けねばならない。

㉖ 漢書卷一上。高帝紀二年。如淳註引。漢儀註。續漢書百官志註引。漢官儀。

㉗ 漢書卷七。昭帝紀。元鳳四年如淳註引、尉律。

㉘ 東洋學報。一九の三。三七一頁。

㉙ 漢書昭帝紀如淳註に「古者正卒常人なし」と言うものは、漢代、正卒が常人即ち一定の兵役編入者によつて占められたことを意味する。

㉚ 西田太一郎氏は「東洋の文化と社會。」第一輯。「漢の正卒について。」一八八頁に「更卒と正卒とは別個人でなく、同一人の服役の期限及びその性質上の相違による名稱である」と述べ、濱口重國氏は「東洋學報」一九の三。前揭論文。三七二、三頁において「正卒となり更卒となるのは別個人である。」との説を採つていられるが、これは制度改革の前後によつて異るのであり、改制前は同一人、改制後は別人とすべきである。

㉛ 後漢書、郡國志五

三　一歲屯戍の廢止と更賦設定の意義

漢代の徭役制度に關しては、尙お一つ免除の規定について述べなければならない。徭役の免除規定も時と共に變遷したのであるが、先づ一般民丁の最も重大なる任務であつた屯戍について述べると、屯戍が全民丁の義務として一年間賦課されていた頃には、これに對する免除は認められていなかつた樣である。[1] 又同じく全民丁の義務として一年間力役が課せられていた時代には、この力役に對する免除も認められてはいなかつたのである。この全民丁に對する一

年間の屯戍と力役とは、董仲舒の指摘した様に秦の制度を漢が踏襲したもので、政府はこれによつて長城の増築や、王宮造營の大土木事業、その他に人民を使役したものであろう。[2] 然るに文帝十三年より、全民丁の義務であつた一歳屯戍の役は廢せられ、恐らくそれと相前後して一歳力役の制度も廢せられたものと思われる。その代り人民よりは更賦と稱する人頭税を納入せしめる様にし、その收入によつて募兵を行い、異民族の傭兵や奴隷の傭兵の外に、特別志願兵を募つてこれを專門兵として養成すると同時に、彼等に高爵を賜與して其家族員には徭役免除の特權を與えることゝし、又必要ある時は正卒の役にあるものをして國境警備に當らしめることゝし、屯戍卽ち國境警備の仕事を一般民丁の徭役から一應切り離して專門の兵士の當るべき仕事としたのである。かくして一般民丁は事實上屯戍の實役からは除外された譯であるが、實際には國境警備の重任には熟練した專門兵士をして當らしめるのを本体とするから、人民をして更賦を納めしめて國境警備の軍費を負擔せしむる代りに、屯戍の實役を免除するのを原則としたものと見られる。

王莽が漢書食貨志において

「漢氏田租を輕減し。三十にして一を税す。常に更賦あり。罷癃も咸出す。而して豪民侵陵、田を分ち假を劫す。厥名三十。實は什に五を税する也。」

と言つて、漢王朝が更賦の新税を設置したことを指摘している。この更賦は他の全ての税金と合算しても、税額の面では大したものではないから、更賦の新設されたことが、特に農民に過重な負損を加えた様に解釋するのは行過ぎである。[3]

乃ち、秦代の農家一家族の納税内譯を表示すると、

戸賦。一戸當。二〇〇錢

田租。一戸當。約四九七錢[4]

献費。一人當。六三錢（一家五人として三一五錢となる。但し、これは算賦中に含まれる）

口賦。一人當。二〇錢（未丁年者は一家族に大体一人と見る）

算賦。一人當。一二〇錢（丁年者二人とすれば二四〇錢。三人とすれば三六〇錢）[5]

更賦。一人當。三〇〇錢（丁年者二人とすれば六〇〇錢。

三人とすれば九〇〇錢）

以上漢代における農家一家族の納入すべき總稅額を算定すると、田租は戶稅であり、口賦は未丁年者の稅であるから、丁年者の數の多少によつて差異を生ずるのは算賦と更賦とである。今假りに一家族中、正丁二名とすれば合計一五五七錢、正丁三名とすれば一九七七錢となる。故に漢代農家の一戶當平均納稅額は正丁三名として大体二千錢となる。然して一年間の農業所得の二一〇石を一石の價、七一錢として算定すると、一四九一〇錢となるから、二千錢の徵稅額は大体十一之稅を少々上廻る程度となる。

但、農民の負擔の重いのは、王莽の言葉にもある樣に、大土地所有者の土地兼併のため、これに支拂う小作料が高いためである。これに對して更賦は邊境の屯戍の代償になるのであるから、却つて有難い政策である。

一体、秦が軍事的、政治的優位により天下を統一しながら、僅か十五年で滅亡したのは、直接的には舊勢力の反撥等の原因もあろうが、基本的にはその强力な政治支配が現實社會の傳統的割據性を克服し得なかつた所に大きな理由があつた。現實社會の割據的な勢力の中でも、尤も根本的なものは經濟的割據性である。即ち華北東部の數多の都市を中心とする商人の經濟的優位[6]、全國各地に散在する銅鐵產業の占める重要さ、これ等は何れも滔々たる貨幣經濟の奔流の中に種々の渦紋を生じた[7]。晁錯は商人が王侯と亢禮している事實を指摘している[8]。吳楚七國の亂で首都在住の諸侯が多くの高利貸業者に資金の調達を依賴したが、無塩氏のみがこれに應じて十倍の利益を得たと言うことである[9]。これ等のことは經濟界のスタッフを握るものが諸都市に蟠居する商人であつたことを物語つている。この故に晁錯は商人の土地兼併を特に非難したのである[10]。中小農の沒落と大土地所有者の擡頭とは漢初における著しい現象であるが、その大土地所有に商人が多く參加したことは漢初における特徵的な事實である。

漢初においては、中央政府の直轄地よりもむしろ優る都市的割據的事情の下にあつた地帶の社會經濟狀勢を一據に法制的に抑壓統制することなく、或程度自然に放任して民心を收拾することにつとめるとともに[11]一方、中央政府が、その血緣的紐帶を媒介として、割據的な諸地方勢力を中央政權下に結集する政策を採つた。故に諸侯王は地方自治で

はなく、均しく中央政權の一環として、政治的軍事的には種々の制約の中に置かれながらも賦斂の權柄を與えられたのである。[13] 賦斂とは財產稅を主とする貨幣課稅の意味であろう。[14] この面での諸侯王の自由裁量を容認することによつて、地方割據經濟收拾の圓滑と完璧とを期したものである。とにかく漢初における戰國的要素收拾への政治的苦慮が伺われる。而しこうした苦慮の結果創出された郡國制が、却つて戰國的割據性を再生產することになつたのである。

漢政府がこうした複雜な政治的苦悶の渦中にある時に、漸進的にして効果的な施策を献言し、着實に實行に移して行つたのが賈誼と晁錯である。晁錯は割據的商業資本を中央政府に集中する妙案として、文帝に賣爵令を行わしめた。賣爵の結果、有罪者は釋放され、資力ある商工業者は最高、大庶長（第一八級爵）の爵位を獲得することが出來た。[15] これは經濟的割據性を漢王朝の政治支配体制の中に吸收することによつて、中央集權支配を貫徹しようとするものである。[16] この傾向は更に發展して武帝の武功爵の賣爵、重要產業の國家統制と、產業家の官僚への編入となるが、[17] これらは何れも同一政策の延長發展に外ならぬ。要は社會經濟の割據性を收拾抑壓して中央集權を貫徹し、强大なる中央權力と官僚組織の下に全國の土地人民を結集しようとする政策に歸一するものである。秦の行わんとして行い得なかつた理想を、漢は長い時期の間に徐々に、着實に成し遂げたもので、その根幹においては秦の政策と軌を一にするものである。

而るに役制の面では、晁錯は秦の制度を大きく變革した。賈誼が「漢の直轄地が政府から遠いため、人民が政府まで稅役納入のために往來することを嫌つて、王國の民になる者が少くない。……」[18]

と述べている樣に、全國の人民を中央政府の徭役に徵發することには大きな無理があつた。秦の郡縣制下における役制では恐らくこの樣な無理が犯されていたのであろう。漢初は秦の役制をそのまゝ採用したことは董仲舒の指摘によつても明かであるが、[19] 而しこれを何の程度まで强行したかは疑問である。晁錯は秦代の徭役制度であつた「一歲屯戍、一歲力役」の制度を廢止せんことを文帝に進言し、これが戍卒令の廢止として結實し、後に更賦と言う貨幣課稅に置換えられたのは誠に當を得た時宜の處置である。

賣爵と屯戍廢止とは同時に行われたものであるが、前者は戰國以來の經濟的割據体制の收拾策であり、後者は秦帝國の人民支配の劃一性の矯正策である。而し兩者は相俟つて漢帝國の今後の政治的統一を保持する地盤を確立する上に重大な役割を果したものと言える。

四　更卒の免除と免役錢について

次に更卒についてゞあるが、更卒は律說にある樣に、最初は五ヶ月勤務で、後に改められて尉律にある樣に、一ヶ月勤務となつたことは前述した通りである。而して更卒は一般民丁の力役、雜役を內容とするもので、これに對しては出錢免役が認められていた。

更卒の免役については、服虔の漢書音義に、[21] 一ヶ月三百錢の雇賃を出して代人を立て、更卒を免れる制度のあつたことを述べている。そしてこの一ヶ月三百錢と言うのは、漢代における一ヶ月の力役に對する標準勞働賃銀であつたことは、顧山錢と稱する女徒の採薪の勞賃が一ヶ月三百錢であつたことからも推察される。[22]

而るに如淳の說に從えば、一ヶ月の更卒の免役錢が二千錢[23]と言うことになつている。この一ヶ月三百錢と言う服虔說と、一ヶ月二千錢と言う如淳說との相違は餘りにも大きく、その取捨に惑わざるを得ないのである。この問題に對して濱口重國氏は服虔說を正當とし、如淳說を取るに足りない妄說として斥けられるのであるが、その理由は要するに服虔說の一ヶ月三百錢が當時の標準賃銀として妥當だからと言うことに歸結する樣である。[24] 一ヶ月三百錢が當時の標準賃銀として妥當なことは言うまでもないが、然らば如淳の言う一ヶ月二千錢は、事實無根の妄說として取上げる價値のないものであろうか。

如淳が月額二千錢の傭賃を擧げているのは

漢書昭帝紀、元鳳四年の條の更卒の代役に對するものと

漢書刑法志の河平二年の條の「河を治むるの卒、平賈を受くるに非る者は、爲めに外繇六月に著わす。」の註に、平賈を一ヶ月二千錢とするものとであつて、共に律說に基いている。

右は何れも國家の公役の代役に對する賃銀であると言うことは注目すべきことであろう。卽ち右の場合が公役であると言うことは、個人相互間の私的の雇傭關係と一應區別

して考えなければならないことであり、公役の代役の場合は、たとえその傭賃が直更者から代役者に直接手渡されるとしても、これが自由契約による私の雇傭關係とは違つて、其處に當然國家權力の干渉が加わることが考えられる。即ち直更者も代役者も共に正丁であり、國家の課役並に課稅の對象者であるのだから、今假りに一人の正丁が一年中他人の代役に傭われて一ヶ月三百錢の賃銀を受取るとせば年額三千六百錢であり、この收入の中から自己の課役及び課稅に對する義務を果して、尙お家族を支え得るだけの能力を生ずるかと言うことが問題になる。前述した樣に、五人家族の戶主として一年間に國家に納める租稅總額は大体二千錢であり、家族員が少い場合でも年額千錢を降ることは無かつたであろうと思われる。故にこの傭賃のみでは、擔稅能力を產み出す餘裕はないのである。然らば公役の代役には何うしても課稅對象者たる正丁が當らねばならない性質のものである以上、その傭賃にも自ら本人の納稅負擔との關係が考慮されねばならないのであつて、これを女徒の採薪勞働の代人の場合の樣な課稅對象者でない者の例と同等に論ずることは出來ないのである。

漢書吳王濞傳の服虔注に更卒の代役錢三百錢とあるのは、これも國家の公役の代役であることには相違ないが、吳國においては銅塩の利の莫大なるため、人民の課稅をも免除したのであり、又人民の國家に對する無報酬義務勞働たるべき徭役に對しても、政府からわざ〳〵手當を支給したのである。[25] 故に服虔注に所謂、代役錢三百錢。は吳國における特殊事情と見るべきで、これと昭帝時代における天下一般の更卒の代役の事情とは自ら別のものがあるとせねばならない。

さて役制を爵制との關係から考察すると、漢代において人民の役を免ずると言うことは、復除の特權として、文武官の家族、又は屯戍應募者の家族、その外、高爵所有者に限つて許されたことであり、政府から人民に對して特に恩典を賦與すると言う性質を持つものであつた。一体、漢代においては、二十等爵の第九級たる五大夫に至つて始めて一人を復除することが出來たのであり、[26] そのため庶民への賜爵の際には五大夫に上ることを許されなかつたのであつて、五大夫になること、即ち一人を復除される特權を獲得することは容易の業ではなかつた。文帝の時、賣爵令が施

行され、五大夫を買うことが許されてからは、高い代價を支拂つてまで五大夫となつて免役の特權を獲得する者多く、武帝の時には「民多く買い復して五大夫千夫に及ぶ。徵發之士。益々鮮し」[27]と言つた狀態に立到つた位である。これによつて見るも、徭役免除の特權が人民にとつて如何に魅力のあるものであつたかゞ分るのである。而してこの五大夫の爵を買うには三十萬錢以上を出さねばならなかつた。[28]

而し五大夫となつて徭役を免れることは、本人一生涯の完全な人格的自由を獲得することであるから、三十萬錢の代償は高いにしても、當時の社會としては當然のことであろう。

漢代では國家に大事ある場合、戶主一般に對して賜爵している例が相當ある。後漢になると特に著しい。この賜爵の目的は何處にあるか。罪ある者も爵を與えて減罪して國家の役に使用することから考えると、賜爵は人民を天子の直接支配下に置いて、天子と人民との間に第三者の介在することを許さない意圖のあることが分る。下級の爵はこうした所に立派な機能を果している。

爵は天子のみの權限に屬するものであり、膠西王邛も賣爵のことで六縣を削除されている。[29] 天子の人民直接支配の体制を端的に示すものは爵制である。周では爵が世襲的身分を意味するもので、庶民の關わる所でなかつたものが、秦では軍功に應じて人民にも爵を與えた。後に軍功のみに拘らず、國家に功勞ある者には全て爵を與えると言う意味から、秦始皇帝四年、入粟拜爵が行われている。[30] 漢でもこれを襲用し、粟のみならず奴隸金錢を納入して拜爵する樣になつた。

秦では有爵者は無爵者を役使することが出來た。[31] 漢では官吏が庶民を使役したことが後漢書郡國志に出ている。

民間相互の私の雇傭關係では賃金を支拂わねばならない。この際の標準賃金は、前述した樣に一ヶ月三百錢であつた。而し公役としての更卒の代役の場合は何うか。天子が人民に爵を與えること自体が、奴隸化を防止して徭役に使用することを目的としているのであり、爵は天子が人民支配を貫徹するための手段である。

漢舊儀には

秦制二十爵、男子爵を賜うて一級以上なれば、罪有るも以て減ず。年五十六なれば免じ無爵にして士伍となる。

と述べ、爵を賜われば罪を減ぜられるのであるが、これは五十五歳までのことである。詰り正丁の期間中のことである。[32] 然らば爵は天子の人民使役の便宜のために與えるものである。即ち賜爵は人民が天子以外の者に隷屬することを阻止して、天子の直接支配下に繫縛するものである。かゝる見地から考えると、一ヶ月の更卒は正卒以外の全正丁の當然の義務として、如何なる理由あるにせよ履行せねばならぬ。然るに漢代では金を出して他人に代役せしめても可いことになつている。その際の賃金が一ヶ月二千錢であつた。戍卒の場合は三日間の代役賃が三百錢であつた。法外に高い様だが公役の性格上、あり得べきことである。と言うのも戍卒の國家から受けた手當が三萬錢であつたことが後漢書に見える。[33] これは漢書刑法志に、河川の治水工事の徭役勞働に從事している者に對し、支拂われた一ヶ月の賃金額を二千錢と説明した如淳の説と關連がありそうである。漢書刑法志の場合は國家の法定責任額を超える徭役に對して、賃金が支拂われる際の標準賃金の額（平賈）を意味するからである。[34] とにかく、漢代の私の雇傭關係の際の標準賃金であつた三百錢で徭役を免れることが出來ると言うのは、一寸、話がうますぎる。漢書の服虔説の場合は三百錢で更卒が免れられる様に説明してあるが、これは吳王國の特殊例で、漢代の一般原則とすることは出來ない。[35]

民爵が役制と深い關連を持つものであることは前述したが、贖罪の場合など下級の爵を買うには一級の賈千錢乃至二千錢であつた。[36] 買爵の場合は勿論政府に入金するのであるが、人民が爵を賣ると言う事例が漢書嚴助傳に見える。

間者數年。歲比りに登らず。民、爵を賣り、贅子して、以て衣食を接せんことを待つ。

と言うのである。この場合、一旦與えた爵を政府が買取つて吳れゝば誠に好都合であるが、こんなことは有り得ない。これは何うしても民間での爵の賣買と解釋される。爵は天子の權限内のものである。これがもし民間で賣買出來るとせば、否、その様なことが成立するとせば、身を賣つて奴隷となる場合か、他に使役される場合かの何れかに限られる。何れにしてもかゝる際には國家の干渉が伴つたことであろう。贖罪のために下級の爵を買う場合、一級が二千錢乃至一千錢であつたことと、更卒の代役が二千錢であつたこととは、何か關連がありそうである。

漢代の徭役制度に關する如淳說の內容を以上の樣な背後の諸事情と睨み合わせた場合、相當の眞實性を持ち得るものと考えるので一應の辯護を試みた積りである。[37]

附記　本論は如淳說の肯定、濱口氏說の批判の樣な格好になつたが、日頃啓發されることの多い濱口氏には、本論においても、色々の點で、多大の示唆を受けていることを附記しておく。

① 一年の屯戍及び力役を免除することについての記載は何一つ見當らない。

② 賈誼、新書、屬遠第二十二。

③ 更賦の金額は大したものではない。五井直弘氏が富力ある者でなければ出せないと言われるのは行過である。歷史學研究、一四六號、三六頁。

④ 漢初において、田租の稅率は色々と變遷を經たのであるが、結局三十一之稅、卽ち收穫の三十分の一を稅として納入することに落着いたのである。武帝以前には百步一畝として、一戶當耕作面積百畝の收穫は百五十石であり、十一之稅は十五石になるが、(漢書卷二四上。食貨志。) 武帝以後二百五十步を一畝としたので、その結果一家族の耕作面積は平均七〇畝、一畝の收穫は平均三石 (後漢書七九。仲長統傳。) 總收穫高は二百十石となつた。そこで三十一之稅は七石となる。漢代の穀價について宇都宮淸吉氏は續漢志百官受奉例考、同再論 (東洋史研究、五の四。及び一一の三) において漢代の米一石の價格を大体七一錢と推定していられる。今これに從つて計算すると、七石の價は四九七錢となる。

⑤ 算賦は十五歲以上五十五歲までの男子が納入するもので、その稅率は漢代を通じて變らなかつた。尙お史林。第四卷第四號。に加藤繁博士は「算賦についての小研究」なる論文を發表され、算賦の稅率に種々變遷のあつたことを述べていられるが、余の考察の結果、漢代を通じて變化のないことが判つた。このことについては龍谷史壇、第三六號、拙稿「漢代農村社會と重農課說」三のB、重農課稅の性格——特に算賦の定額について——(昭二七年二月)を見られたい。尙おこの際漢代の米價を一石八、九十錢としておいたが、本論では宇都宮淸吉氏の說によつて訂正をした。

⑥ 宇都宮淸吉氏、西漢時代の都市について。東方學、第二輯。

⑦ 關野雄氏、中國靑銅文化の一性格、東方學、第二輯。

⑧ 漢書二四上、食貨志上、商賈の大なる者、積貯倍息、……其富厚に因つて王侯と交通す。

⑨ 史記、一二九、貨殖傳、「吳楚七國の兵起る。時に長安中の列侯封君、行て軍旅に從う。子錢を齎貸す。……唯無塩氏のみ千金を出捐し、貸す。その息之を十にす。

⑩ 漢書、食貨志上。

⑪ 關野雄氏、「漢初の文化における戰國的要素」(和田博士論叢所收)

⑫ 布目潮渢氏、「前漢の諸侯王に關する二三の考察、」西京大學々術報告、人文、第三號。氏は漢代では吳楚七國の亂以前においても、諸侯王に發兵權のなかつたことをはじめ、種々の制約のあつたことを指摘していられる。

⑬ 漢書、一下、高帝紀、十二年春三月の詔、其れ功ある者は上は王に致し、次は列侯と爲し、皆自ら吏を置き賦斂するを得しむ。

⑭ 漢二四、食貨志上、「急政暴虐、賦斂息まず、……。」
漢書三五、荆燕吳傳、「(吳)銅塩を以ての故に百姓賦無し、……。」

⑮ 漢書二四、食貨志上、是に於て、文帝錯の言に從い、民をして粟を邊に入れしむ。六百石は爵上造、稍増して四千石に至れば五大夫と爲す。萬二千石なれば大庶長と爲す。

⑯ 栗原朋信氏が「西漢の官民爵について」(史觀、二二、三册)の中で「五大夫の爵を官民の境界とする兩漢を通じての爵制はこの時に始まる」とされる見解は正しい。

⑰ 何れも、史記三〇、平準書に詳しい。

⑱ 賈誼、新書、屬遠、第二十二

⑲ 漢書二四、上、食貨志、上

⑳ 漢では秦制を採用したと言つても、屯戍は全國より徵集し、力役は直轄地の民は政府に、王國の民は王府に赴いたであろう。

㉑ 漢書、三五、吳王傳、註引

㉒ 漢書二〇。平帝紀。元始元年六月。「天下の女徒。已に論じて家に歸る。顧山錢月に三百。」

㉓ 漢書卷七。昭帝紀。元鳳四年註

㉔ 東洋學報。一九の三。三八三頁—三八五頁。

㉕ 漢書卷三五。吳王濞傳。「其の居國。銅塩を以ての故に。百姓賦無し。卒の踐更には輒ち平賈を予う。」

㉖ 漢書卷二四上。食貨志。「民をして粟を入れ。爵を拜せしむ。五大夫以上に至れば。廼ち一人を復す耳。……文帝、錯の言に從う。」

㉗ 漢書二四下、食貨志下

㉘ 漢書卷一〇。成帝永始二年二月の詔。「三十萬目上。爵五大夫を賜う。」

㉙ 漢書、三五、荆燕吳傳

㉚ 史記、六、秦始皇本紀

㉛ 商子境內篇、有爵者は無爵者を乞いて目て庶子と爲す。……其庶子、其大夫に役せらるゝこと月に六日。

㉜ 史記、七、項羽本紀、引、漢儀註、民、年二十三を正と爲す。一歲は衞士と爲り、一歲は材官騎士となる。……又曰く、年五十六を哀老とす。乃ち免を得て庶民と爲り、田里に就く。

㉝ 後漢書、二、明帝紀、永平元年七月の條、士卒を募つて隴右に戍す。錢人ごとに三萬を賜う。

㉞ 前出(本文)。

㉟ 更卒の免役錢、一ケ月三百錢について勞榦氏は、漢簡の錢穀類では「最低の俸は毎月三百錢」であり、又「就錢三百」の一條もあることから、服虔の樣に毎月三百錢とするのが正しく、從つてこれを立論の根據とする濱口説を定説としている。(勞榦氏、前掲論文、〔參論繇役、(乙)更有三品的問題〕)

㊱ 漢書、二、惠帝紀、惠帝元年の條の應劭註では一級の價が二千錢、成帝の鴻嘉三年の條には一級の價が千錢となつている。今は下級の爵について述べているのであり、上級の爵の價は論外に置く。二千錢と千錢の差は賣爵の影響によつて値が下つたとする蘇興(漢書補註)の説が正しかろう。

㊲ 更卒の免役錢二千錢と言う如淳説を諸種の事情から、眞實性のあるものと考えたが、私自身としても此問題については未だ確信を持つには至つていない。但、一ケ月三百錢で更卒の役が他人に交代して貰えたと言う説には、賛成出來ない。

Corvèe under Han

Genyu Nishimura

The author distinguishes between the corvèe systems of Ch'in and Han. In spite of the fact that the corvèe system underwent a marked change in 167 B. C. in the reign of Emperor Wên of Former Han, the fact has been hitherto almost entirely overlooked. The author tries to reconstruct the Ch'in corvèe system from various sources. In the sense that these two ancient empires were despotic in their constitution there was no essential difference between their system of government, but Han succeeded in melting feudalistic residues of the Chan-kuo period into her own system, while Ch'in failed in doing so due to the short period of her rule. Moreover, Ch'in failed in taking local differences into consideration in establishing her institutions. In the author's view the reign of Emperor Wên is significant in the sense that it represents renovation of the feudalistic taxation system and of the uniform and artificial system of local administration.